

トーケンエクスプレス株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年2月1日～2028年8月31日までの期間

2. 内容

目標1：育児や介護に関する法改正・制度変更があった際には、速やかに全社員に情報共有を行う。

＜対策＞

- 社労士から法改正の連絡があり次第、社員に伝達すると同時に、就業規則等の対応の要否を検討し、改訂等の対応が必要な場合は速やかに対処する。

目標2：所定外労働時間が月平均20時間を超えないよう、適正な労働時間を維持する。

＜対策＞

- 毎月勤怠を確定する際に、所定外労働時間が月平均20時間を超えていないか確認する。仮に超えていた場合には、速やかに所定外労働時間の多かった社員への業務負荷等状況の確認を行い、翌月には是正されるよう、業務分担の見直しを行う。